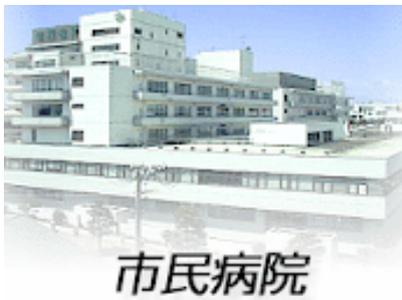


平成18年度

病院事業会計 予算概要



病院経営局

予算概要 目次

| | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 平成 18 年度予算(案)の基本的な考え方 | 2 頁 |
| 2 | 病院事業全体の取組 | 4 頁 |
| 3 | 各病院の取組 | 5 頁 |
| 4 | 一般会計繰入金 | 8 頁 |
| 5 | 各病院予算(案)の概要 | 10 頁 |
| | (1) 市民病院 | |
| | (2) 脳血管医療センター | |
| | (3) みなと赤十字病院 | |
| | (4) 旧港湾病院 | |
| 6 | 一般会計繰入金の明細 | 20 頁 |
| | (1) 市民病院 | |
| | (2) 脳血管医療センター | |
| | (3) みなと赤十字病院 | |
| | (4) 旧港湾病院 | |
| | 【参考】用語解説 | 24 頁 |

1 平成 18 年度予算（案）の基本的な考え方

平成 18 年度は、「横浜市立病院経営改革計画」の 2 年目にあたり、具体的な改革の成果が求められる年です。

しかし、18 年度は過去最大となる診療報酬のマイナス改定（△3.16%）が予定されるなど、病院事業を取り巻く経営環境は厳しいものがあります。

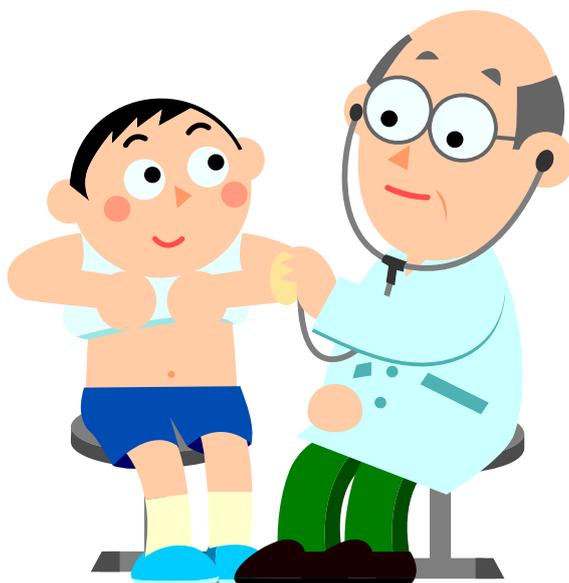
こうした状況の中、18 年度は、職員一人ひとりの創意工夫により全業務を見直し、業務改善を実施することで、計画の確実な達成を目指し、医療の質の向上と経営改善の両面から経営改革を推進します。17 年度から試行しているバランス・スコアカード（※）の活用により、職員の意識改革を進め、患者さんの視点に立った安心・安全・満足の得られる良質な医療サービスを効率的に提供してまいります。

また、一般会計繰入金についても、引き続き縮減に努めてまいります。

※ バランス・スコアカード：経営方針に基づき、患者さんの視点、経営効率の視点、業務改善の視点、人材育成の視点から各部署で目標を設定し、目標達成に向けて行動し、行動結果を評価する経営管理の一手法

■ 横浜市立病院経営改革計画基本方針（経営改革計画抜粋）

- (1) すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。



平成18年度 病院事業会計 予算(案)総括表

【収益的収支】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 |
|--------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 収益的收入 | 34,100,544 | 31,745,832 | 2,354,712 |
| 市民病院 | 14,743,577 | 14,259,596 | 483,981 |
| 脳血管医療センター | 6,655,935 | 6,460,502 | 195,433 |
| みなと赤十字病院 | 12,473,390 | 10,616,078 | 1,857,312 |
| 旧港湾病院 | 227,642 | 409,656 | △182,014 |
| 収益的支出 | 38,172,502 | 36,331,852 | 1,840,650 |
| 市民病院 | 15,706,179 | 15,324,185 | 381,994 |
| 脳血管医療センター | 7,907,256 | 8,122,632 | △215,376 |
| みなと赤十字病院 | 14,316,055 | 12,459,956 | 1,856,099 |
| 旧港湾病院 | 243,012 | 425,079 | △182,067 |
| 経常収支 | △3,696,376 | △4,199,982 | 503,606 |
| 特別損益 | △375,582 | △386,038 | 10,456 |
| 純 損 益 | △4,071,958 | △4,586,020 | 514,062 |

【資本的収支】

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 |
|--------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 資本的收入 | 2,464,471 | 3,404,784 | △940,313 |
| 市民病院 | 764,111 | 1,109,100 | △344,989 |
| 脳血管医療センター | 1,008,071 | 651,095 | 356,976 |
| みなと赤十字病院 | 392,289 | 129,566 | 262,723 |
| 旧港湾病院 | 300,000 | 1,515,023 | △1,215,023 |
| 資本的支出 | 4,061,820 | 2,800,968 | 1,260,852 |
| 市民病院 | 1,633,423 | 1,602,235 | 31,188 |
| 脳血管医療センター | 2,036,108 | 1,054,144 | 981,964 |
| みなと赤十字病院 | 392,289 | 129,566 | 262,723 |
| 旧港湾病院 | - | 15,023 | △15,023 |
| 資本的収支 | △1,597,349 | 603,816 | △2,201,165 |

| | | | |
|----------------|------------------|------------------|-------------------|
| 一般会計繰入金 | 7,085,150 | 8,515,912 | △1,430,762 |
|----------------|------------------|------------------|-------------------|

2 病院事業全体の取組

○ 特殊勤務手当の原則廃止【新規】(対前年度△9,300万円)

看護師の夜間看護手当を除き、すべての特殊勤務手当を廃止します。

⑰9種類 → ⑱1種類

○ 高度情報化の推進 (7億6,100万円)

17年度に引き続き、医療の質、安全管理、患者サービスの向上に資する電子カルテの導入や、機動的で効率的な病院経営を支援する経営統合システムの構築に取り組みます。システムの構築にあたっては、局と病院の経営の一体化や各システム間のデータ連携の強化を目的とした情報基盤の整備を進めます。

平成20年度の運用開始を目指し、18年度は市民病院、脳血管医療センターにおいて情報基盤整備、システム設計等を行います。また、19年度から20年度にかけて債務負担(15億円)を設定し、病院情報システムを構築します。

○ 医療機器等の更新 (市民病院4億円、脳血管医療センター2億5,000万円)

医療機器等を適切に更新し、最先端の医療機器による優れた医療サービスを提供することにより、市民の健康を守るとともに、経営の安定を図ります。

○ ISO14001の取得

安全・リサイクルなどの環境に配慮した病院環境を一層推進するために、企業活動等の環境負荷軽減のための取組事項が規定されたISO14001を取得します。

○ 市民病院及び脳血管医療センターの一体的な運営の推進

＜総長(病院長兼務)の設置＞【新規】

医師等の教育及び診療面で、2病院がより一層、一体的な運営が図られるように、総長(病院長兼務)を設置します。



市民病院 手術室

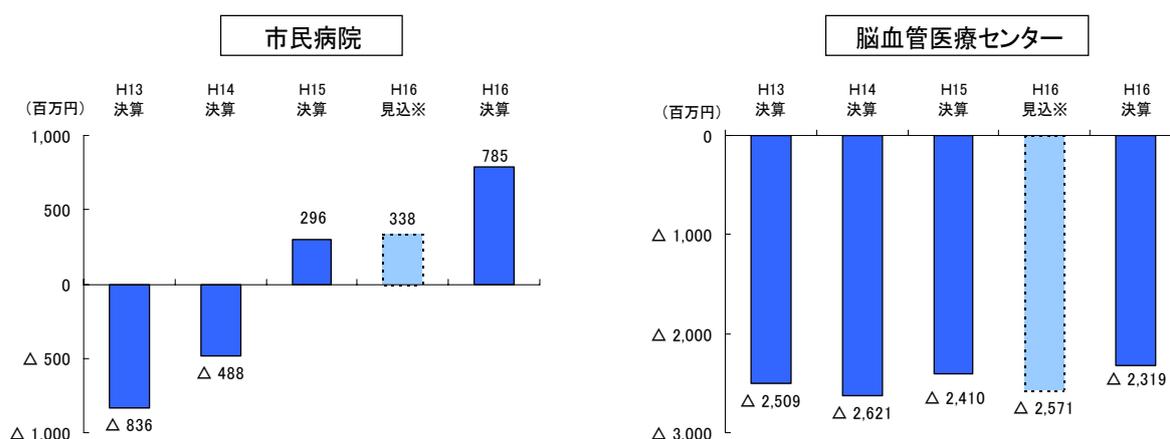
3 各病院の取組

(1) 市民病院

○ 高度医療に対する繰入金の廃止（対前年度 △2 億 5,200 万円）

市民病院は、16 年度に約 8 億円の黒字を計上するなど、計画を上回る経営改善が進んでおり、20 年度までに段階的に廃止することとしていた高度医療経費繰入金について、計画を前倒して廃止します。

（参考）市民病院・脳血管医療センターの経常収支の推移



※H16見込は経営改革計画策定時の試算

○ がん診療機能の強化

・ 地域がん診療拠点病院【新規】

地域におけるがん診療の連携・支援を推進し、中核的な役割を果たすため、拠点病院としての指定を受けます。

・ 緩和ケア病棟設置に向けた検討・設計【新規】（4,000 万円）

終末期患者の療養環境の向上を図ることとし、18 年度は設計費を計上します。

・ 外来化学療法センター、内視鏡センターの開設

外来での抗がん剤治療を拡充し、患者さんの在宅療養を進め、生活の質を高めるほか、精密検査による早期発見や身体的負担の少ない早期治療を実施します。

○ 外来診療開始時間の見直し【新規】

患者サービス向上のため、外来診療開始時間を 15 分早め、8 時 45 分からとします。

○ がん検診の土曜日実施（月 1 回）

平日の受診が困難な方も受診できるよう、引き続き、第 2 土曜日にがん検診を実施します。

男性・・・総合検診 【胃・大腸・肺・前立腺】

女性・・・総合検診 【胃・大腸・肺・子宮・卵巣・乳腺】

婦人科検診 【子宮・卵巣・乳腺（年齢により受診項目が異なります。）】

○ 患者相談体制の充実

・ セカンドオピニオン外来の実施

市民病院の専門医師が、医療に関する意見や判断を提供し、患者さん自身が今後の治療の参考とすることを目的として、セカンドオピニオン外来を実施します。
(平成 18 年 1 月から実施)

・ さわやか相談室の開設

医療に関する質問、相談及びがん診療に関連した相談について、経験豊富な看護師が迅速的確に対応します。(平成 18 年 1 月から実施)

○ 救急医療の充実

I C U の増床 (6 床→10 床) や 17 年度から開始した整形外科 24 時間 365 日救急の継続実施など、救急医療の充実を図ります。

○ 地域医療支援病院の施設認定取得【新規】

紹介率・逆紹介率の向上に努め、地域医療支援病院の施設認定を取得します。

○ 市民公開講座の開催

市民の健康増進に寄与するため、市民公開講座を開催します。

○ 新型インフルエンザ対策【新規】

県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、新型インフルエンザが発生した場合には、医療の拠点として中心的な役割を果たしてまいります。地域への研修や院内訓練の実施など十分な準備を行うとともに、18 年度は、人工呼吸器の増設などを行ってまいります。



新型インフルエンザ対応訓練 (平成 17 年 12 月 8 日)

(2) 脳血管医療センター

○ 介護老人保健施設の経営形態の見直し【新規】

介護老人保健施設について、経営改革計画に基づき、指定管理者制度の導入を視野に入れた経営形態の見直しを検討します。

○ 回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得

脳血管疾患の患者に対して、機能回復や日常生活動作能力の向上による寝たきりの防止、在宅復帰や社会復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に実施する「回復期リハビリテーション病棟」の施設基準を取得し、リハビリテーション機能の充実を図ります。(平成 17 年 11 月から 1 病棟について試行的に実施)

○ 脳血管疾患発症登録・追跡システムの検討【新規】

脳血管疾患患者を登録し、その予後を追跡調査するシステムの構築に向けた検討を行います。

○ 脳卒中予防機能の充実

- ・ 脳卒中予防キャンペーン（市民講座）の実施
17年度に引き続き、脳卒中予防キャンペーンなど市民講座を実施し、市民の健康な生活を支援します。
- ・ 脳ドックの充実
脳ドック利用者について、より充実した診断を行うとともに、利用者満足度の向上を図るため、脳ドックの追加検査等を実施します。

(3) みなと赤十字病院

○ セカンドオピニオン外来の充実

17年11月から、アレルギー疾患に関するセカンドオピニオン外来を開設し、アレルギー科専門医の意見・判断を提供する体制を整えていますが、18年度は循環器科等、その他の部門でも体制を整えていきます。

○ アレルギー疾患医療の充実

経済局の「免疫・アレルギー等対策戦略プロジェクト」に参加し、関連する研究機関等と連携して、新薬・新治療法・予防法の開発と実用化に向けた研究に取り組むとともに、診療を提供します。また、17年度に引き続き、患者・市民・地域医療機関向けの講演会を開催するとともに、相談・情報提供体制を整えていきます。

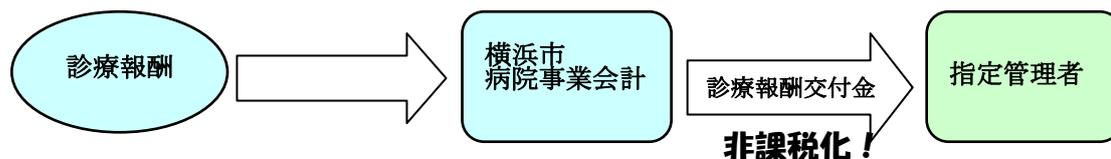
(具体的取組)

- ① 花粉・粉塵等の飛散状況を病院屋上に設置した機器でモニターし、インターネットで市民にリアルタイムで公開
- ② 化学物質過敏症(シックハウス症候群)の診察に使用する負荷試験室を設置し、原因物質や治療法等を検証
- ③ 携帯端末を活用した遠隔医療(ぜん息患者の長期的な在宅管理)

○ 消費税の非課税化（一般会計繰入金縮減効果 約5億円/年）【新規】

指定管理者に交付する診療報酬交付金に対する消費税の取扱いについて、国税当局と調整を重ねた結果、診療報酬と同額を指定管理者に交付するみなと赤十字病院の方式については、非課税とすることが認められました。

これにより、年間5億円程度の一般会計負担の縮減が達成されることとなります。



(4) 旧港湾病院

○ 建物解体・撤去工事

17年度に引き続き、病院建物の解体・撤去工事を実施します。

4 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、市立病院が担うべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、17年度に大幅な見直しを行いました。18年度についても、計画を一部前倒してさらに縮減を図るなど、引き続き一般会計繰入金の適正化に努めます。

■ 一般会計繰入金見直しの考え方（経営改革計画抜粋）

- 民間病院でも同様の医療を行っているものについては、民間病院への補助等に準拠した積算で繰入れを行います。
- 本市としての施策目的を達成するために行っている医療で客観的に採算を取ることが困難と認められるものや、市立病院が果たすべき役割として実施しているものについては、位置付けや積算の考え方を明らかにして繰入れを行います。
- 公営企業としての性格上、一般会計で負担せざるを得ないと認められるものについては、国の定める基準等に従って繰入れを行います。

（1）市民病院

政策的医療に対する繰入金については、地域中核病院等への補助金、委託料と同様の基準で繰入れを行います。また、高度医療に対する繰入金については、18年度に前倒して廃止します。

（2）脳血管医療センター

脳血管疾患医療に対する専門的な取組については、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という本市施策目的を達成するために必要で、かつ、全体として不採算とならざるを得ないものであることから、政策的医療の位置付けの中で繰入れを行います。高度医療に対する繰入金については、20年度までに段階的に廃止します。

（3）みなと赤十字病院

指定管理者に対する政策的医療交付金、指定管理者の行う医療機器等の整備に係る利子補助相当額及び企業債元利償還金等に対する繰入れを行います。

（4）旧港湾病院

残務処理に要する費用、病院施設の解体撤去に要する費用及び16年度までに生じた病院運営に係る債務を、閉院に伴い段階的に解消していくため、繰入れを行います。

【一般会計繰入金の概要】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 主な増減説明 |
|----------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------------|
| 市民病院 一般会計繰入金 | 1,812,242 | 2,099,191 | △286,949 | |
| 収益的収入 | 1,524,131 | 1,830,091 | △305,960 | 高度医療経費に対する繰入金の廃止による減 |
| 資本的収入 | 288,111 | 269,100 | 19,011 | |
| 脳血管医療センター 一般会計繰入金 | 2,953,164 | 2,963,198 | △10,034 | |
| 収益的収入 | 2,405,093 | 2,427,103 | △22,010 | 高度医療経費に対する繰入金の段階的廃止による減 |
| 資本的収入 | 548,071 | 536,095 | 11,976 | |
| みなと赤十字病院 一般会計繰入金 | 1,792,702 | 1,546,844 | 245,858 | |
| 収益的収入 | 1,400,413 | 1,417,278 | △16,865 | |
| 資本的収入 | 392,289 | 129,566 | 262,723 | 企業債償還及び駐車場等整備に対する繰入金の増 |
| 旧港湾病院 一般会計繰入金 | 527,042 | 1,906,679 | △1,379,637 | |
| 収益的収入 | 227,042 | 391,656 | △164,614 | 残務処理に対する繰入金の減 |
| 資本的収入 | 300,000 | 1,515,023 | △1,215,023 | 累積債務解消に対する繰入金の減 |
| 病院事業会計 一般会計繰入金 | 7,085,150 | 8,515,912 | △1,430,762 | |
| 収益的収入 | 5,556,679 | 6,066,128 | △509,449 | |
| 資本的収入 | 1,528,471 | 2,449,784 | △921,313 | |

5 各病院予算(案)の概要

(1) 市民病院

【市民病院の概要】

市民病院は、公設公営の総合的な病院として、救急医療、感染症医療など、地域に必要とされる政策的医療に取り組むとともに、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。

| | | |
|--------|---|---------|
| 開院 | 昭和35年10月18日 | |
| 所在地 | 保土ヶ谷区岡沢町56 | |
| 敷地面積 | 20,389㎡ | |
| 建物延床面積 | 病院 | 36,576㎡ |
| | がん検診センター | 3,666㎡ |
| | 附属施設 | 4,213㎡ |
| 病床数 | 626床（一般600床、感染症26床） | |
| 診療科 | 22科 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科 | |

【市民病院の特徴】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○24時間365日の救急医療 | ○第一種感染症指定医療機関 |
| ○輪番制救急医療 | ○第二種感染症指定医療機関 |
| ○小児救急医療 | ○神奈川県災害医療拠点病院 |
| ○母児二次救急医療 | ○エイズ診療拠点病院 |
| ○(財)日本医療機能評価機構認定病院 | ○臨床研修指定病院 |

平成18年度予算の主な改善内容

(1) 収益確保

I C Uの増床、平均在院日数の短縮、紹介率の向上などに取り組み、診療単価の向上を図ります。

| | | |
|--------|---------|------------|
| 入院診療単価 | 42,000円 | (1,000円の増) |
| 外来診療単価 | 10,500円 | (1,500円の増) |

(2) 費用節減

薬品、診療材料などの契約単価の引き下げに引き続き努力するほか、光熱水費の節減など、経費の徹底した見直しを図ります。

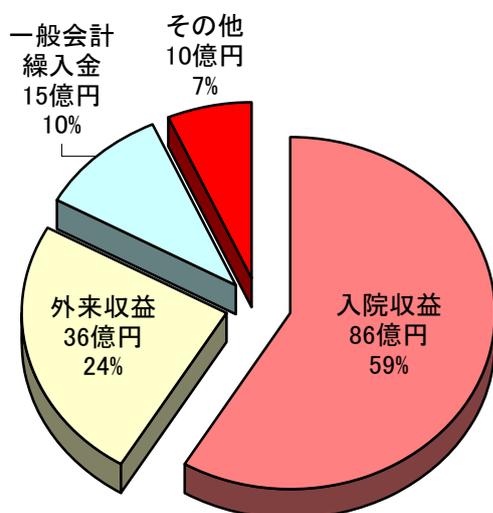
| | |
|--------|-------|
| 光熱水費の減 | △5百万円 |
|--------|-------|

【市民病院の収益的収支】

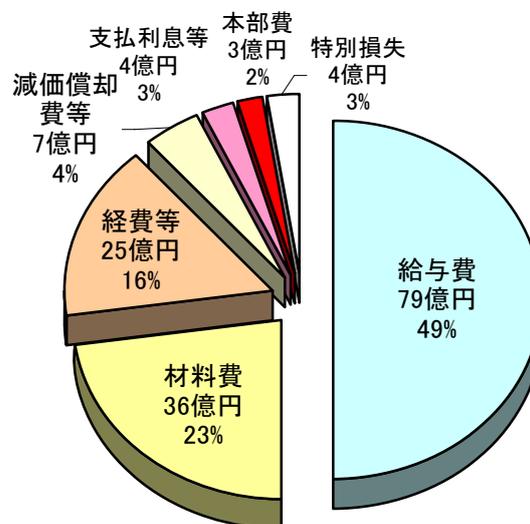
(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|---------------|------------|------------|----------|--------------------------------|
| 市民病院 収益的収入 | 14,743,577 | 14,259,596 | 483,981 | |
| 入院収益 | 8,584,800 | 8,228,700 | 356,100 | 1日平均患者数560人 入院診療単価42,000円 |
| 外来収益 | 3,601,500 | 3,227,400 | 374,100 | 1日平均患者数1,400人 外来診療単価10,500円 |
| 一般会計繰入金 | 1,524,131 | 1,830,091 | △305,960 | |
| その他 | 1,033,146 | 973,405 | 59,741 | 室料差額収益、がん検診 センター検診収益等 |
| 市民病院 収益的支出 | 15,706,179 | 15,324,185 | 381,994 | |
| 給与費 | 7,866,738 | 7,763,771 | 102,967 | 職員給与費等 |
| 材料費 | 3,603,036 | 3,367,999 | 235,037 | 薬品費、診療材料費等 |
| 経費等 | 2,460,366 | 2,402,536 | 57,830 | 光熱水費、委託料等 |
| 減価償却費等 | 746,049 | 728,765 | 17,284 | |
| 支払利息等 | 361,067 | 371,398 | △10,331 | |
| 本部費 | 308,711 | 319,101 | △10,390 | |
| 特別損失 | 360,212 | 370,615 | △10,403 | 看護師宿舎解体撤去に伴う費用 |
| 経常収支 | △602,390 | △693,974 | 91,584 | |
| 特別損益 | △360,212 | △370,615 | 10,403 | |
| 純損益 | △962,602 | △1,064,589 | 101,987 | |

収益的収入 147億円



収益的支出 157億円



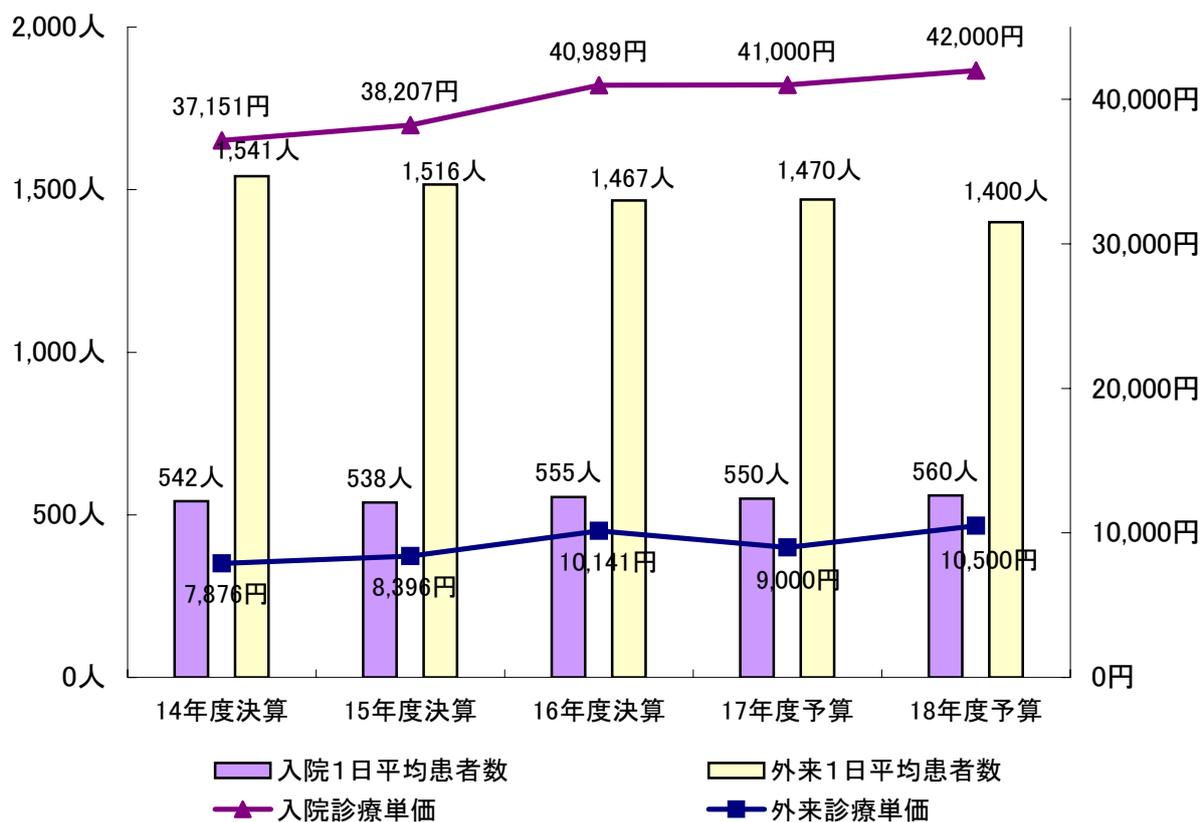
※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

【市民病院の資本的収支】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|---------------|-----------|-----------|----------|--------|
| 市民病院 資本的収入 | 764,111 | 1,109,100 | △344,989 | |
| 企業債 | 476,000 | 840,000 | △364,000 | |
| 一般会計繰入金 | 288,111 | 269,100 | 19,011 | |
| 市民病院 資本的支出 | 1,633,423 | 1,602,235 | 31,188 | |
| 建設改良費 | 1,205,755 | 1,198,585 | 7,170 | 高度情報化等 |
| 企業債償還金 | 427,668 | 403,650 | 24,018 | |
| 資本的収支 | △869,312 | △493,135 | △376,177 | |

入院・外来収益指標の推移



(2) 脳血管医療センター

【脳血管医療センターの概要】

脳血管医療センターは、脳卒中による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援に取り組む脳血管疾患の専門病院として、救急患者を受け入れ、内科的・外科的治療を行うとともに、発症直後の早期から一貫したリハビリテーションを行います。

| | |
|------------|--|
| 開院 | 平成11年8月1日 |
| 所在地 | 磯子区滝頭1丁目2番1号 |
| 敷地面積 | 18,503㎡ |
| 建物延床面積 | 病院 35,324㎡ (地下駐車場等を含む) 介護老人保健施設 3,413㎡ 職員宿舎 3,056㎡ |
| 病床数 | 300床 |
| 診療科 | 6科 内科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、 放射線科、麻酔科 |
| 介護老人保健施設定員 | 80人 |

【脳血管医療センターの特徴】

- 急性期からの治療と回復期に至るまでの一貫したリハビリテーション
- 「脳卒中一次予防外来」や「脳血管内治療外来」など、脳卒中に関わる専門的な外来の実施

平成18年度予算の主な改善内容

(1) 収益確保

リハビリテーション業務の効率向上などに取り組み、診療単価の向上を図ります。

| | |
|--------|--------------------|
| 入院診療単価 | 31,000円 (2,000円の増) |
| 外来診療単価 | 15,000円 (1,000円の増) |

(2) 費用節減

薬品、診療材料などの契約単価の引き下げに引き続き努力するほか、業務内容や必要人員の再検討等による、委託料の見直し、光熱水費の節減などにより、経費の徹底した見直しを図ります。

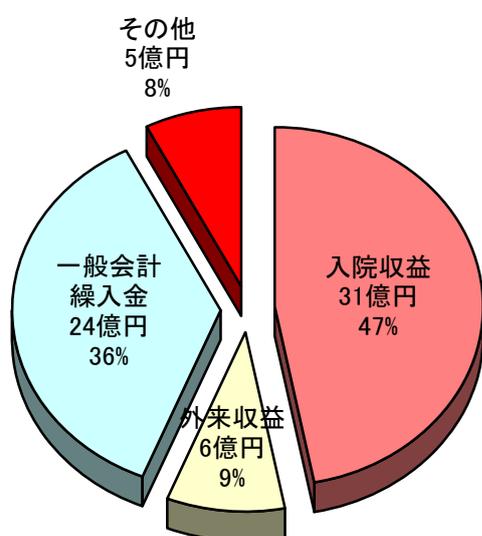
| | |
|--------|--------|
| 委託料等の減 | △47百万円 |
| 光熱水費の減 | △3百万円 |

【脳血管医療センターの収益的収支】

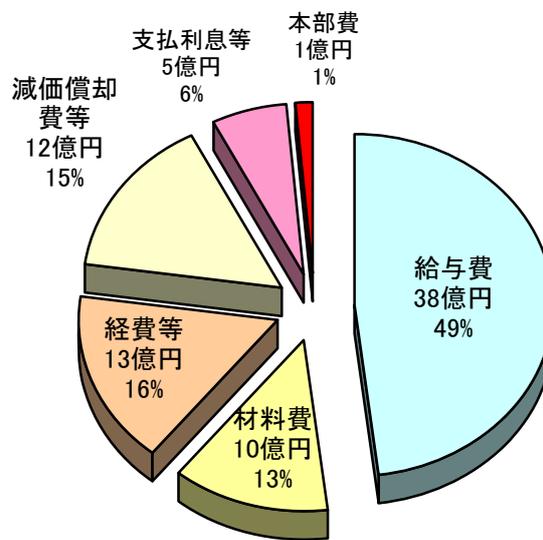
(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|--------------------|------------|------------|----------|------------------------------|
| 脳血管医療センター 収益的収入 | 6,655,935 | 6,460,502 | 195,433 | |
| 入院収益 | 3,122,940 | 2,921,460 | 201,480 | 1日平均患者数276人 入院診療単価31,000円 |
| 外来収益 | 588,000 | 547,400 | 40,600 | 1日平均患者数160人 外来診療単価15,000円 |
| 一般会計繰入金 | 2,405,093 | 2,427,103 | △22,010 | |
| その他 | 539,902 | 564,539 | △24,637 | 室料差額収益、介護老人 保健施設収益等 |
| 脳血管医療センター 収益的支出 | 7,907,256 | 8,122,632 | △215,376 | |
| 給与費 | 3,799,744 | 3,887,822 | △88,078 | 職員給与費等 |
| 材料費 | 979,063 | 923,898 | 55,165 | 薬品費、診療材料費等 |
| 経費等 | 1,271,022 | 1,307,378 | △36,356 | 光熱水費、委託料等 |
| 減価償却費等 | 1,202,866 | 1,331,382 | △128,516 | |
| 支払利息等 | 539,921 | 554,463 | △14,542 | |
| 本部費 | 114,640 | 117,689 | △3,049 | |
| 経常収支 | △1,251,321 | △1,662,130 | 410,809 | |
| 特別損益 | - | - | - | |
| 純損益 | △1,251,321 | △1,662,130 | 410,809 | |

収益的収入 67億円



収益的支出 79億円



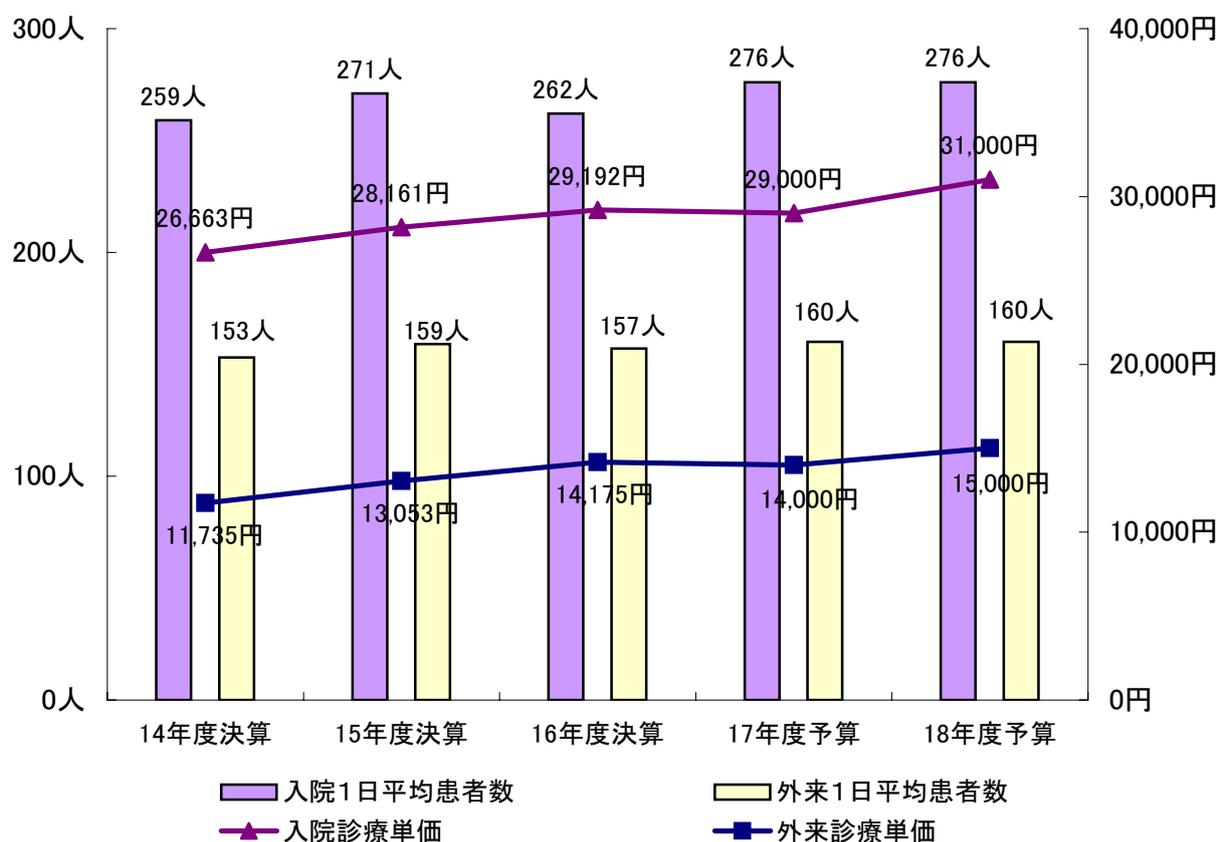
※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

【脳血管医療センターの資本的収支】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|--------------------|------------|-----------|----------|---------|
| 脳血管医療センター 資本的収入 | 1,008,071 | 651,095 | 356,976 | |
| 企業債 | 460,000 | 115,000 | 345,000 | |
| 一般会計繰入金 | 548,071 | 536,095 | 11,976 | |
| 脳血管医療センター 資本的支出 | 2,036,108 | 1,054,144 | 981,964 | |
| 建設改良費 | 528,000 | 250,000 | 278,000 | 高度情報化等 |
| 企業債償還金 | 822,108 | 804,144 | 17,964 | |
| 長期借入金返還金 | 686,000 | - | 686,000 | 16年度借入額 |
| 資本的収支 | △1,028,037 | △403,049 | △624,988 | |

入院・外来収益指標の推移



(3) みなと赤十字病院

【みなと赤十字病院の概要】

横浜市医療施策の中核的な担い手のひとつとして、政策的に必要な医療の提供や市民の健康危機への対応を行うとともに、市立病院として地域医療全体の質向上のための先導的な取り組みを行います。

| | |
|--------|-----------------------|
| 開院 | 平成17年4月1日 |
| 所在地 | 中区新山下3丁目12番1号 |
| 敷地面積 | 28,613㎡ |
| 建物延床面積 | 74,148㎡（地下駐車場等を含む） |
| 病床数 | 634床（一般584床、精神50床（※）） |
| 診療科 | 23科 |

内科、精神科（※）、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

※ 平成19年度開設予定

【みなと赤十字病院の特徴】

日本赤十字社を指定管理者とした公設民営の市立病院として運営

- | | |
|----------------|--------------|
| ○24時間365日の救急医療 | ○小児救急医療 |
| ○輪番制救急医療 | ○母児二次救急医療 |
| ○精神科救急医療（※） | ○精神科合併症医療（※） |
| ○緩和ケア医療 | ○アレルギー疾患医療 |
| ○障害児（者）合併症医療 | ○災害時医療 |
| ○市民の健康危機への対応 | |

※ 平成19年度から実施

【みなと赤十字病院の収益的収支】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|-------------------|------------|------------|-----------|-------------------------------|
| みなと赤十字病院 収益的収入 | 12,473,390 | 10,616,078 | 1,857,312 | |
| 入院収益 | 8,251,983 | 6,697,211 | 1,554,772 | 1日平均患者数496人 入院診療単価45,581円 |
| 外来収益 | 2,363,231 | 1,857,063 | 506,168 | 1日平均患者数1,053人 外来診療単価9,160円 |
| 一般会計繰入金 | 1,400,413 | 1,417,278 | △16,865 | |
| 指定管理者負担金 | - | - | - | |
| その他 | 457,763 | 644,526 | △186,763 | 室料差額収益等 |
| みなと赤十字病院 収益的支出 | 14,316,055 | 12,459,956 | 1,856,099 | |
| 給与費 | - | - | - | |
| 材料費 | - | - | - | |
| 経費 | 11,514,992 | 9,654,963 | 1,860,029 | 指定管理者への交付金 |
| 減価償却費等 | 1,842,665 | 1,843,878 | △1,213 | |
| 企業債支払利息等 | 897,398 | 898,174 | △776 | |
| その他 | 61,000 | 62,941 | △1,941 | 消費税、本部費 |
| 経常収支 | △1,842,665 | △1,843,878 | 1,213 | |
| 特別損益 | - | - | - | |
| 純損益 | △1,842,665 | △1,843,878 | 1,213 | |

【みなと赤十字病院の資本的収支】

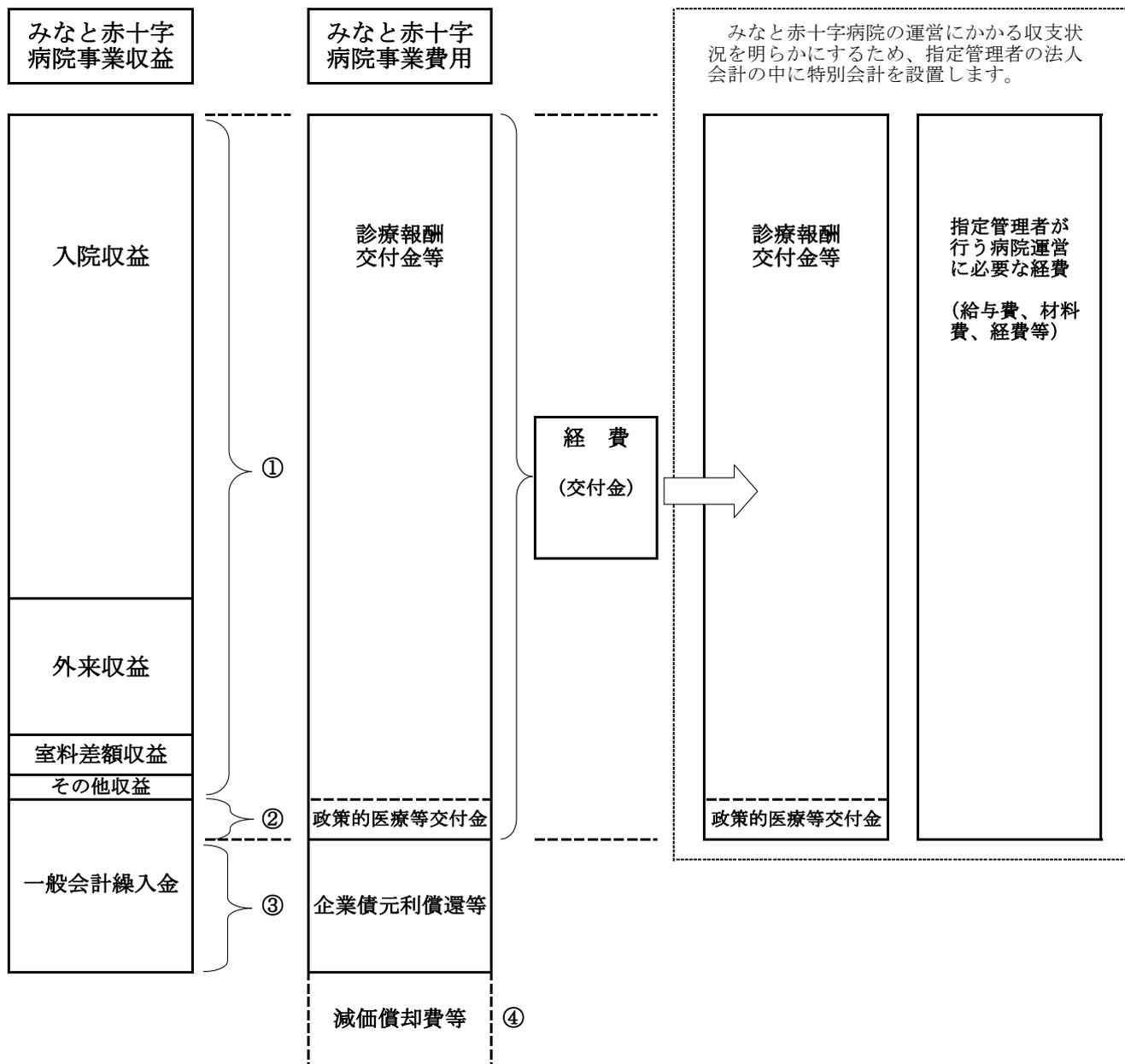
(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|-------------------|---------|---------|---------|--------|
| みなと赤十字病院 資本的収入 | 392,289 | 129,566 | 262,723 | |
| 一般会計繰入金 | 392,289 | 129,566 | 262,723 | |
| みなと赤十字病院 資本的支出 | 392,289 | 129,566 | 262,723 | |
| 建設改良費 | 109,000 | - | 109,000 | 駐車場整備等 |
| 企業債償還金 | 283,289 | 129,566 | 153,723 | |
| 資本的収支 | - | - | - | |

18年度予算における「みなと赤十字病院」の収支の仕組み

《横浜市・病院事業》

《指定管理者・日本赤十字社》



- みなと赤十字病院の運営に伴う入院・外来収益等 (①) 及び政策的医療等に対する一般会計繰入金 (②) については、それぞれ指定管理者に対して、診療報酬交付金等、政策的医療等交付金として交付します。
- 企業債元利償還金については、その3分の2については一般会計より総務省基準に基づいた繰入れを行うとともに、残る3分の1についても、平成18年度は高資本費対策として繰入れを行います (③) なお、全床開床年度 (平成19年度を予定) 以降については、指定管理者より本市に対して支払われる予定である指定管理者負担金 (約6億円) を充当し、不足分について高資本費対策繰入を行います。
- みなと赤十字病院の会計は資金収支が均衡する仕組みとなっているため、減価償却費等 (④) の分だけが経常損失として現れることとなります。

(4) 旧港湾病院

旧港湾病院は、平成16年度末で閉院となり、診療機能は、みなと赤十字病院へ引き継ぎました。18年度は、17年度に引き続き、病院建物の解体・撤去及び残務処理を行います。

また、16年度までに生じた病院運営に伴う債務を段階的に解消していくため、繰入れを行います。

【旧港湾病院の収益的収支】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|-----------|---------|---------|----------|------------|
| 港湾病院収益的収入 | 227,642 | 409,656 | △182,014 | |
| 特別利益 | 227,642 | 409,656 | △182,014 | |
| 一般会計繰入金 | 227,042 | 391,656 | △164,614 | |
| その他 | 600 | 18,000 | △17,400 | 過年度収益 |
| 港湾病院収益的支出 | 243,012 | 425,079 | △182,067 | |
| 特別損失 | 243,012 | 425,079 | △182,067 | |
| 残務処理費用 | 17,987 | 156,926 | △138,939 | |
| 解体撤去費用 | 225,025 | 267,773 | △42,748 | 病院建物解体撤去費用 |
| 企業債支払利息等 | - | 380 | △380 | |
| 経常収支 | - | - | - | |
| 特別損益 | △15,370 | △15,423 | 53 | |
| 純損益 | △15,370 | △15,423 | 53 | |

※1 旧港湾病院の閉院に伴う収益・費用は、すべて特別損益として処理しています。

※2 平成17・18年度は、診療を行わないため、経常収支はありません。

【旧港湾病院の資本的収支】

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 説明 |
|-----------|---------|-----------|------------|----|
| 港湾病院資本的収入 | 300,000 | 1,515,023 | △1,215,023 | |
| 一般会計繰入金 | 300,000 | 1,515,023 | △1,215,023 | |
| 港湾病院資本的支出 | - | 15,023 | △15,023 | |
| 企業債償還金 | - | 15,023 | △15,023 | |
| 資本的収支 | 300,000 | 1,500,000 | △1,200,000 | |

6 一般会計繰入金の明細

(1) 市民病院

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|--|
| 救急医療経費 | 148,954 | 158,073 | △ 9,119 | 病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| 感染症病床運営経費 | 201,326 | 188,786 | 12,540 | 一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ |
| がん検診センター運営経費 | 136,472 | 161,067 | △ 24,595 | 市全体としての事業等に対して繰入れ |
| 地域医療向上経費 | 250,795 | 250,719 | 76 | 地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ |
| 高度医療経費 | - | 251,257 | △ 251,257 | 民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止の予定だったが、18年度に前倒して全廃 |
| 企業債元利償還分 | 522,160 | 514,378 | 7,782 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 企業債利息 | 237,049 | 245,278 | △ 8,229 | |
| 企業債元金 | 285,111 | 269,100 | 16,011 | |
| 公的基礎年金拠出金 | 95,658 | 94,033 | 1,625 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 共済組合追加費用 | 145,166 | 161,777 | △ 16,611 | |
| 本部費 | 308,711 | 319,101 | △ 10,390 | 本部運営に要する経費 |
| 新型インフルエンザ対策費 | 3,000 | - | 3,000 | 新型インフルエンザ対策用人工呼吸器購入補助 |
| 一般会計繰入金合計 | 1,812,242 | 2,099,191 | △ 286,949 | |
| うち収益的収入分 | 1,524,131 | 1,830,091 | △ 305,960 | |
| うち資本的収入分 | 288,111 | 269,100 | 19,011 | |

(2) 脳血管医療センター

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|------------------|------------------|------------------|-----------------|---|
| 救急医療経費 | 84,433 | 88,289 | △ 3,856 | 病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| 脳血管疾患医療経費 | 1,467,677 | 1,438,337 | 29,340 | 一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ |
| 地域医療向上経費 | 222,465 | 224,098 | △ 1,633 | 地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ |
| 高度医療経費 | 48,751 | 73,125 | △ 24,374 | 民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止（平成18年度は16年度の額の2分の1） |
| 企業債元利償還分 | 888,608 | 887,391 | 1,217 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 企業債利息 | 340,537 | 351,296 | △ 10,759 | |
| 企業債元金 | 548,071 | 536,095 | 11,976 | |
| 公的基礎年金拠出金 | 50,283 | 49,356 | 927 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 共済組合追加費用 | 76,307 | 84,913 | △ 8,606 | |
| 本部費 | 114,640 | 117,689 | △ 3,049 | 本部運営に要する経費 |
| 一般会計繰入金合計 | 2,953,164 | 2,963,198 | △ 10,034 | |
| うち収益的収入分 | 2,405,093 | 2,427,103 | △ 22,010 | |
| うち資本的収入分 | 548,071 | 536,095 | 11,976 | |

(3) みなと赤十字病院

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|------------------|------------------|------------------|----------------|-----------------------------------|
| 救急医療経費 ※ | 57,670 | 56,542 | 1,128 | 病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| アレルギー疾患医療経費 ※ | 281,871 | 301,871 | △ 20,000 | アレルギー疾患医療に係る経費 |
| 企業債元利償還分 | 1,180,687 | 1,027,740 | 152,947 | |
| 企業債利息 | 598,195 | 598,722 | △ 527 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 企業債元金 | 188,858 | 86,377 | 102,481 | |
| 高資本費対策 | 393,634 | 342,641 | 50,993 | |
| 利子補助 ※ | 111,474 | 99,750 | 11,724 | 日本赤十字社の医療機器等の整備に要する資金調達に係る利子補助相当額 |
| 消費税納付分 | 52,000 | 52,000 | - | 消費税納税額 |
| 整備費 | 109,000 | - | 109,000 | 駐車場等整備費 |
| 本部費 | - | 8,941 | △ 8,941 | 本部運営に要する経費 |
| 一般会計繰入金合計 | 1,792,702 | 1,546,844 | 245,858 | |
| うち収益的収入分 | 1,400,413 | 1,417,278 | △ 16,865 | |
| うち資本的収入分 | 392,289 | 129,566 | 262,723 | |

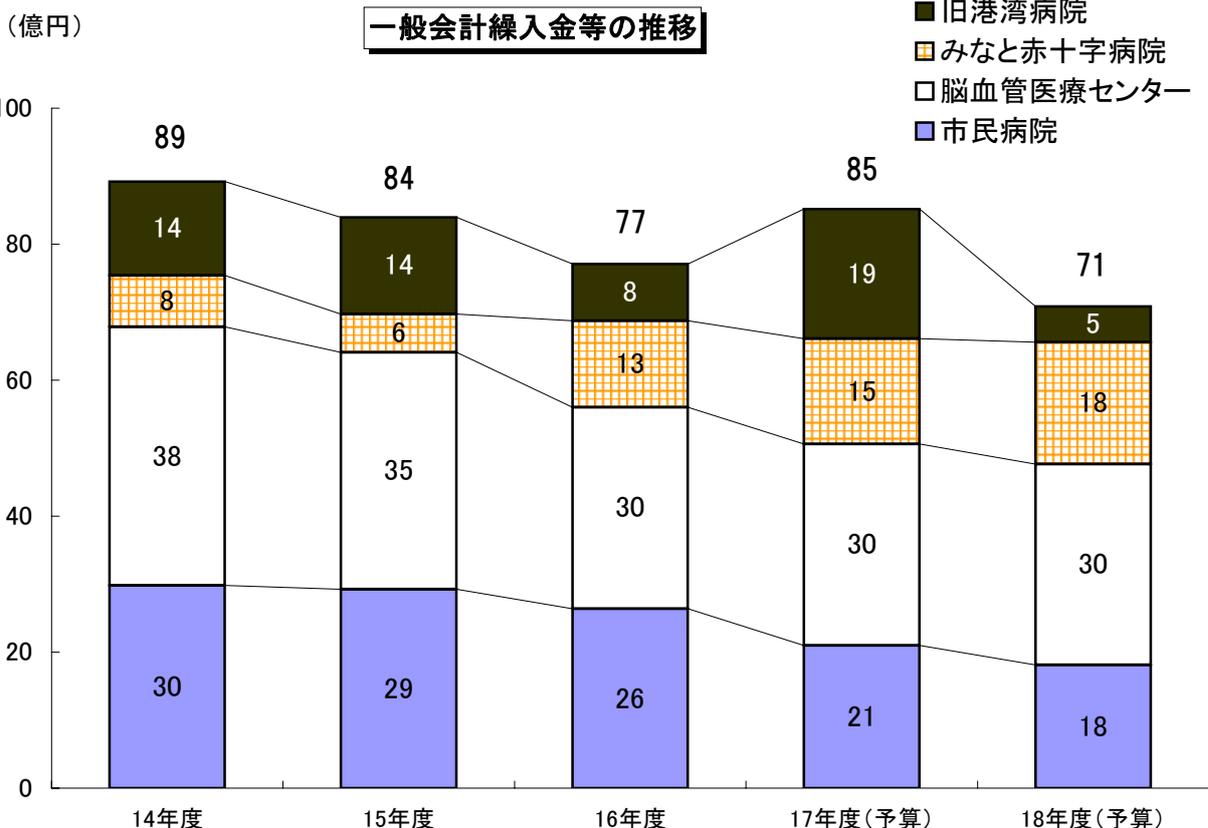
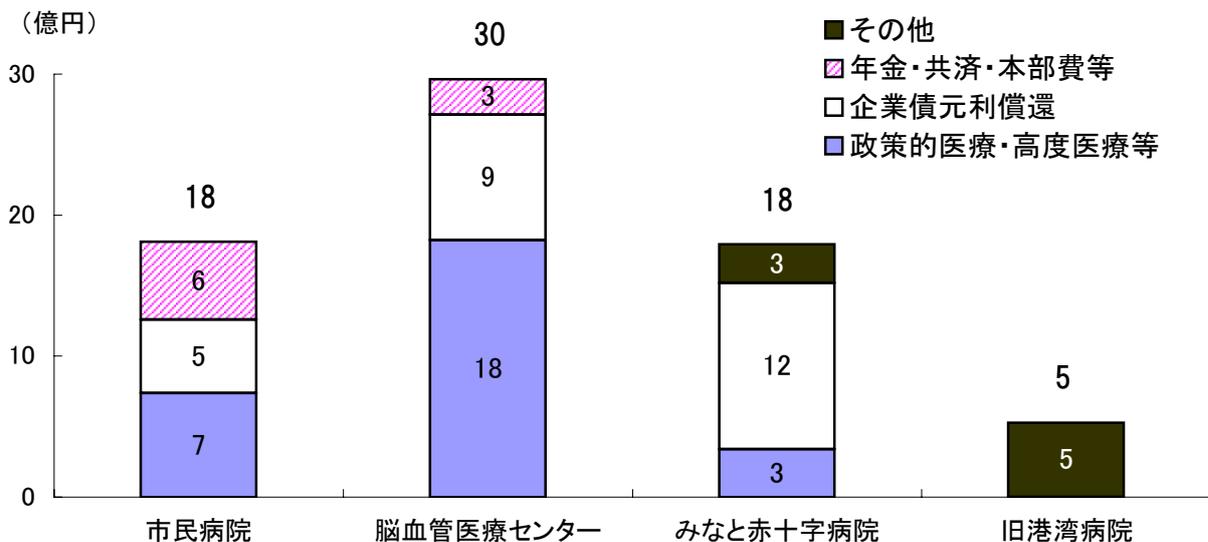
※ 指定管理者に交付

(4) 旧港湾病院

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成18年度 | 平成17年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|------------------|----------------|------------------|--------------------|---------------|
| 閉院調整費 | 527,042 | 1,896,427 | △ 1,369,385 | |
| 残務整理 | 227,042 | 391,419 | △ 164,377 | 解体・撤去費用、残務処理等 |
| 累積債務解消 | 300,000 | 1,505,008 | △ 1,205,008 | |
| 企業債元利償還分 | - | 10,252 | △ 10,252 | |
| 一般会計繰入金合計 | 527,042 | 1,906,679 | △ 1,379,637 | |
| うち収益的収入分 | 227,042 | 391,656 | △ 164,614 | |
| うち資本的収入分 | 300,000 | 1,515,023 | △ 1,215,023 | |

平成18年度 一般会計繰入金の内訳



※一般会計繰入金等には一般会計からの長期借入金も含まれます。
 ※みなと赤十字病院の14年度～16年度は、再整備事業に対する繰入金を記載しています。
 ※17年度港湾病院の19億のうち、15億円は累積債務解消のための繰入金です。
 ※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

用語解説

あ ISO14001

企業や自治体などが行う事業活動が環境にあたる影響を、組織的かつ継続的に削減するための管理システム（環境マネジメントシステム）を定めた国際規格。

い 一般会計繰入金

公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費などについて、一般会計が負担するもの。

え エイズ診療拠点病院

エイズ治療の拠点病院として、各都道府県において選定された病院で、総合的なエイズ診療の実施、必要な医療機器及び個室の整備、カウンセリング体制の整備、地域の他の医療機関との連携、院内感染防止体制の整備などがされている。

か 介護老人保健施設

介護保険法に基づき、要介護状態区分の要介護1～5と認定された方に、入所による施設サービスを提供し、居宅での生活への復帰を目指す施設。施設サービスは病状が安定し入院治療をする必要はないものの、自宅で自立した生活をするには不安がある方に、計画に基づいて、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のケアなどを行っている。

回復期

差し迫った生命の危機等から脱し、又は、疾病・外傷の症状がある程度改善した後、症状が回復するまでの間のこと。症状がほぼ固定した後の維持期（又は慢性期）と区別される。

回復期リハビリテーション病棟

入院患者が回復期リハを要する状態の患者と特定され、入院目的がADL（activities of daily living：日常生活動作）の向上、寝たきりの防止、家庭復帰と明確であり、さらに入院日数も180日以内と限定された病棟。

神奈川県災害医療拠点病院

救護所あるいは病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として、神奈川県が指定した病院。

緩和ケア

がんによる末期症状を示している患者に対して、疼痛等の身体症状の緩和や精神症状に対するケアなどを行い、QOL（quality of life：生活の質）の向上を支援すること。

き 企業債元利償還金

建物整備や医療機器の購入のために発行する債券（公営企業債）の元金及び利息の償還金。

急性期

差し迫った生命の危機、疾病・外傷の発症などから、積極的な治療や検査、看護等が行われ、症状がある程度改善する段階までのこと。

く クリニカルパス

疾患や手術・検査ごとに、予定される治療内容等をチャート様式にまとめたもの。医師、看護師、コメディカル、患者が治療経過の情報を共有することで、必要なケアを適時に患者に提供し、治療効果の向上を図るとともに、インフォームドコンセントや安全管理の向上、在院日数の短縮等にも効果があるとされる。

け 経常収支

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きであり、企業の経営状態を表す。

し 指定管理者制度

地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度。

資本的収入・支出

建設改良や医療機器の整備などの支出とそれに係る企業債償還金などの財源収入であり、その効果が次期以降に及び、将来の収益に対応するもの

収益的収入

入院収益や外来収益など病院の通常の事業活動に伴って発生する収入

収益的支出

人件費、材料費、経費など病院の通常の事業活動に伴って発生する支出

純損益

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きとして計算される経常収支に特別損益を加減した額

障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せ持つ重度障害児（者）が、障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

せ 精神科合併症医療

精神障害者が障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

セカンドオピニオン外来

主治医以外の医師から治療法について相談を受けるための外来。

た 第一種感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エボラ出血熱やペストなどの1類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。第二種感染症指定医療機関は、細菌性赤痢、コレラ等に対応する。

ち 地域医療支援病院

地域における医療の確保等のために、地域医療機関に対して必要な支援を行う病院で、次のような指定要件のもとに診療報酬上の加算が認められている。

- ・ 病床数が200床以上であること
- ・ 紹介率（外来初診患者数に占める、他の病院又は診療所からの紹介で外来に訪れる患者数の率）や逆紹介率（外来初診患者に占める、その病院で診療を行う必要性がない患者等について、他の病院又は診療所などの「かかりつけ医」に紹介した患者数の率）が一定の基準以上であること
- ・ 病院の設備機器を他の病院の医師等の診療・研究・研修のために利用させる体制が整っていること
- ・ 救急医療を提供する能力があること
- ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力があること など

地域がん診療拠点病院

質の高いがん医療を全国で等しく実施できるようにするために、わが国に多いがん（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん等）について、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するために拠点として設けられる病院。県の推薦により、保健医療圏ごとに厚生労働大臣が指定する。

地方公営企業法の全部適用

病院事業については、地方公営企業法のうち財務に関する規定等が当然に規定されるが、全部適用の実施により、組織及び職員の身分取扱いに関する規定等も含めたすべての規定が適用される。全部適用のもとでは、組織、人事・労務、予算執行などに関する広範な権限を持つ病院事業管理者が設置され、病院経営に関する権限と責任が明確になることで、より機動的で効率的な病院運営が可能となる。

て 電子カルテ

従来の紙カルテで患者情報を管理するものではなく、データにより管理するシステムのこと。カルテの管理を紙による蓄積ではなく、コンピューターのデータベースにより行うため、検索性と医師の思考過程、診察過程の記録に優れており、医療の質向上、患者への情報の提供によるインフォームドコンセントの推進等に役立つ。

と 特別損益

過年度の損益や臨時的な損益などの合計額

に 日本医療機能評価機構

医療の質の一層の向上を図るために、病院を始めとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、その結果明らかとなった問題点の改善を支援する第三者機関として設立された財団法人。

り 臨床研修指定病院

医師の臨床研修は、従来、努力義務として行われてきたが、平成12年の医師法等の改正により「診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない」と義務づけられた。この臨床研修を実施する病院を臨床研修指定病院という。